(2)　研修項目の内容及び時間数

①　地域通訳案内士の育成に当たって実施する研修内容及び各研修時間数を記載すること。

②　研修内容及び各研修時間数は、原則として、地域通訳案内士を育成する地域の実情を踏まえて設定することを可能とするが、地域通訳案内士の質を確保する観点からは、他の地域での導入事例を踏まえつつ、研修内容及び時間数について充実を図っていくことが望ましい。

(3)　実施時期

地域通訳案内士の募集時期や研修の実施時期等について記載すること。

五　地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県

複数の市町村又は都道府県が共同して地域通訳案内士育成等計画を策定する場合には、地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県を記載すること。

六　その他必要と認める事項

地域通訳案内士に対する研修事項の他に、地域通訳案内士育成等計画を策定する市町村又は都道府県の実情を踏まえ、定期的な研修制度の実施や更新制度の導入、用いる地域通訳案内士の名称など、各地方公共団体が地域通訳案内士育成等計画を策定する上で必要となる事項を記載すること。

第三　その他地域通訳案内士の育成等に関する重要事項

地域通訳案内士の育成に当たっては、以下の事項に十分留意しながら、地域通訳案内士育成等計画の策定を進めていく必要がある。

一　地域通訳案内士の質の維持・向上

地域通訳案内士は、全国通訳案内士と異なり、通訳案内士法上、定期的な研修受講の義務づけがなされていないものの、全国通訳案内士と同様に、地域通訳案内士の認定後において、地方公共団体が自主的に定期研修を行うことにより、質の維持・向上を図っていくことが望ましい。

二　育成事業の運営の安定性の確保

地域通訳案内士の育成に当たって、英語以外の言語を導入する場合には、単一の市町村で育成しようとすると、地域通訳案内士に参加する人員が少なくなる懸念がある。このため、育成事業の安定的な運営に向け複数の市町村が連携するなど、より広域で地域通訳案内士を育成していくことが望ましい。

三　地域通訳案内士の活躍支援

地域通訳案内士の活躍支援においては、広範多岐にわたる地元関係者との綿密な連携・協力を図りながら取り組んでいくことにより、地域通訳案内士の認知度向上や就業機会の確保を図っていくことが重要である。

附　則

この告示は、平成三十年一月四日から施行する。

○国土交通省告示第四号

天草飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月四日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　熊本県　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目十八番一号

二　飛行場の名称及び位置　天草飛行場　熊本県天草市五和町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成三年運輸省告示第二十五号及び平成十二年運輸省告示第四十号を参照）

イ　飛行場の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　飛行場の総面積　三十一万三千八百二十三平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を熊本県庁及び天草市役所において縦覧に供する。

別図　天草飛行場

